

健康関連ビジネスモデル推進事業公募 Q & A

【1 申請者（代表団体）について】

Q 1：個人事業者は申請者となれますか。

A 1：申請者は、コンソーシアム（連携体）の代表団体となる法人格を有した者であるため、個人事業者は申請者とはなれません。

ただし、コンソーシアムを構成する参加者にはなれます。

※ コンソーシアム形式で事業を実施するにあたり、事業の進行管理、補助金等経理処理、スタッフ体制など、適正な事業遂行能力確保の観点から、法人格を有した者を代表団体である申請者とするとしています。

Q 2：地域の観光協会で、任意団体の場合、申請者になれますか。

A 2：A 1のとおり、法人格を有した団体が申請者であるため、任意団体の場合は申請者とはなれません。事業参加したい場合はコンソーシアムの一員（参加団体）として参加することになります。

Q 3：財団法人、社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人は、申請できますか。

A 3：いずれも法人格のある団体であり、代表団体として申請者になることができます。

Q 4：大企業の子会社は申請者になれますか。

A 4：県外に本社を置く大企業の子会社は申請者にはなれません。

ここで言う大企業の子会社とは、次に掲げる企業を言います。

- ①発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上が同一の大企業（特定ベンチャーキャピタルは除く）の所有に属している中小企業者。
- ②発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上が大企業（中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者）の所有に属している中小企業者。
- ③役員数の総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼ねている中小企業者

Q 5：本社が県外にあり、営業所や工場が県内にある企業は、申請者になれますか。

A 5：県内に本社がある企業が要件ですので、営業所や工場を県内に持っている企業も申請者になることはできません。

ただし、個人事業者、任意団体、県外大企業の子会社と同様にコンソーシアムを構成する連携参加者となることは可能です。

Q6：創業間もない企業は、申請者になれるか。

A6：A1に注記した観点から、少なくとも1年以上の経営実績のある企業を申請者としています。

申請書類に少なくとも1期分の財務データを求めています。

【2 コンソーシアム（連携体）について】

Q7：コンソーシアムには必ず中小企業者が参加していなければいけませんか。

A7：そのとおりです。

本事業は、ビジネス化の取組を支援するとともに、中小企業支援を目的としていることから、営利事業を行っている中小企業が参加していることが前提となります。

Q8：企業1社と大学との連携は対象となりますか。

A8：対象となります。大学との連携に限らず、コンソーシアムの構成が2者の場合、参加団体となる1者は外注先にはならないことに留意する必要があります。

Q9：大企業とその子会社の親子のみ連携では申請できないことになっていますが、県内大企業とその子会社と大学のみ連携の場合は対象になりますか。

A9：対象となります。

ただし、審査において連携の有効性などは評価されることとなります。

Q10：連携の相手は異業種でなければなりませんか。

A10：必ずしも異なる業種である必要はありませんが、各々の企業が得意とする技術や分野が異なり、それぞれの役割分担がなされる必要があります。

【3 補助対象事業について】

Q11：調査研究のみの事業でも対象になりますか。

A11：調査研究事業のみの場合は補助対象とはなりません。

基本的に事業（ビジネス）モデルの構築、また事業規模の拡大を目指す取組（事業化）に対して補助するもので、調査だけで終わる事業は想定していません。事業全体の中で、必要な調査分析を行う経費は補助対象となります。

Q12：具体的に補助対象とならない事業はありますか。

A12：補助対象外事業として個別具体的な事例の想定はありません。

しかし、設備投資や商品仕入れのための申請とみなされる事業については、本事業趣旨から補助対象事業として不適切と考えます。

Q13：補助事業において、サービス提供の対象となる消費者からお金を徴収することはできますか。

A13：本補助金は、事業化および事業規模の拡大を目指すものであります。また、トライアルの中で商品に対する需要の価格弾力性を検証する点からも、利用者から負担金として徴収することは差し支えありません。

Q14：事業を実施することにより、利益が出た場合はどうすればよいですか。

A14：本補助金を充当した費用を原因として利益が生じた場合は、その利益に応じた補助金額を調整し返還を求めることとなります。

ただし、補助事業期間終了後、自らが投下した費用により利益が発生した場合は返還の対象となりません。

【4 補助対象経費について】

Q15：事業遂行に必要な経費として、建物等施設の建設、不動産（土地・建物）の取得のための経費は補助対象となりますか。

A15：対象となりません。

建物等が必要な場合は、借料での対応を想定しています。

そのほか補助対象とならない経費の費目例として次のようなものがあります。

- ① 労務に係る費用のうち、法人の場合は代表者及び役員（監査役を含む）の人件費、個人事業主の場合は本人及び個人事業主と生計を一にしている家族の人件費（補助事業に専従しても対象外）
- ② 自動車等車両の購入費・修理費・車検費用
- ③ パソコン、ファクシミリなど、汎用性が高く、使用目的が特定できないものの購入
- ④ 賃借物件等の保証金、敷金、仲介手数料
- ⑤ 借入金などの支払利息等
- ⑥ 飲食費（会議に係るものであっても対象外）
- ⑦ 公租公課、保険料
- ⑧ 主として設備投資、商品仕入れとみなされるもの

Q16：機械装置等の購入はどこまで認められますか。

A16：商品の試作、事業の試行（トライアル）のために必要な範囲となります。製品開発のための機械装置の場合、量産設備は設備投資の範疇としてみなされ、補助対象外となります。

機械装置等の購入経費を補助対象経費に計上する場合、事業内容が主として設備導入にならないよう留意する必要があります。

Q17：購入した機械装置等を補助事業終了後、製造(生産)ラインで使用することは可能ですか。

A17：本補助金は、基本的には、個々の企業等の事業活動の範疇で使用することを目的として取得するものに係る経費を対象とするものではありません。

ただし、財産処分申請を行い、県知事の承認を得た場合には可能となる場合があります。その場合、残存価格で売却したと仮定して、補助対象分の金額を県に納付することになります。また補助事業により構築した製造(生産)ラインによって製造(生産)した成果物により収益があった場合は、収益納付を求めることがあります。

【5 評価のポイント】

Q18：事業の採択にあたって、どのようなポイントで評価されるのですか。

A18：評価に当たっては、主に次の点が評価のポイントとなります。

- ① 着眼点
 - 新規性、独自性、斬新性はあるか。
 - 先導的モデルとして他への波及が見込めるか。
- ② 連携
 - 連携の役割が明確になっているか。
 - 連携体のコーディネート体制は十分か。
- ③ 市場性
 - 開発する商品の市場ニーズが分析されているか。
 - 顧客設定の根拠に妥当性があるか。
- ④ 成長性
 - 事業化後の収支規模、顧客の拡大が見込めるか。
 - 商品の魅力を高め、販売拡大へ繋がる「仕掛け」が構築されるか。
- ⑤ 実現性
 - 事業化、成果の見通しが現実的か。
 - 収支計画や資金調達計画について無理なく設定されているか。
- ⑥ 健康寄与度の有無
 - 健康等に資する根拠を担保する工夫がされているか。
 - 既に健康効果の裏付けがされているか。